

A. ホネット承認論の検討

— 規範的社会理論から経験科学へ —

山 尾 貴 則

1 はじめに

近年、フランクフルト学派第3世代の中心的なメンバーであるA. ホネットが著した『承認をめぐる闘争』（1992=2003）¹⁾における一連の議論が注目されている。ホネットの議論のねらいは、イェナ期ヘーゲルの思想が胚胎する「承認をめぐる闘争」というモチーフをドイツ観念論の軀から解き放ち、ポスト形而上学的な思考へと再構成して「規範的で内容豊かな社会理論」として現代社会に甦らせることである。ホネットによれば、イェナ期のヘーゲルは「承認」概念を手がかりにして、「自己意識の相互主観的獲得と社会全体の道徳的発展との間に存在するはずのダイナミックな相互関係」（Honneth 2000=2005：193）を「承認をめぐる闘争」として描き出そうと試みた。具体的には、「愛」、「法」、「連帯」という主体同士の相互関係の3様態と、それに応じた承認のあり方の展開過程を描き出そうとした。しかしその試みは、ヘーゲルが意識哲学へとその思考を集中させていったがゆえに十分に展開されることがなかった。また、ヘーゲルの承認論には「現代思想の理論的な条件とは容易には調和できない形而上学的前提が染みついている」（闘争：89）という問題がある。そこでホネットは次の3つの課題に取り組み、ヘーゲル承認論の「自然主義的な転換」をもくろむ。

すなわち第1に、ヘーゲルの承認論を「経験的アプローチを採用する社会心理学に照らして再構成する」（闘争：92）という課題である。その際採用されるのが、G.H. ミードの社会心理学であり、そこで検討されるのは、「実践的な自我の形成が主体間の相互承認という前提と結びついているという思弁的なテーゼ」である。

その上でホネットは、ヘーゲルが主体間の相互承認について「愛」、「法」、「連帯」という3種の承認形式を体系的に展開しようとしていたことに注目し、第2の課題としてこの体系を現代の経験科学の成果を援用しながら自然主義的な叙述へと再構成するという作業をあげる。この作業においては、ミードの議論に加えてD.W. ウィニコットの対象関係論が導きの糸となる。

¹⁾ 以下、『承認をめぐる闘争』からの引用は（闘争：該当ページ数）と略記する。

最後にホネットは、ミードの社会心理学によって再構成され、ウィニコットの理論を導きの糸として検討されることで「自然主義的な転換」(闘争：95)がはかられたヘーゲルの承認論が経験的に見て妥当かどうか、ヘーゲルの承認論の妥当性を支持する歴史的、社会的な出来事が見いだせるかどうかを問うことで確かめようとする。

ホネットはこれらの問いに取り組み、その成果として『承認をめぐる闘争』を発表し、その後も承認をめぐる闘争というアイデアを深化させるべく、活発な理論営為を展開している。本稿においては、まずはホネットのそうした社会理論の内実の検討を行う。その際、とりわけホネットによるG.H. ミードやD.W. ウィニコットらに関する議論を検討し、彼が承認をめぐる闘争を「経験的アプローチをとる社会心理学」の中にどのように再展開しているのかを浮き彫りにする。その上で、承認をめぐる闘争という規範的な社会理論が、現実の社会状況の中で進行する諸問題を見ようとする我々に対してどのような分析視角を提供しうるのか、あるいはいかなる議論の地平を拓きうるのかということについて、考えてみることにしたい。

2 ミード社会心理学を通したヘーゲル承認論の自然主義的な転換

ホネットは、ヘーゲルの承認論が形而上学的ないし思弁的なフィクションにとどまらないものであると、経験科学において説明されうる人間の自己アイデンティティ形成にその根拠を求めることができるということを、ミードやウィニコットの議論を用いていわば“証明”しようとしている。

まずホネットはミードの社会心理学の読解に取り組むが、ホネットがねらっているのは、「実践的な自我の形成が主体間の相互承認という前提と結びついている」(闘争：92)というヘーゲルのテーゼをミード社会心理学という「経験科学」を通して表現しなおすことである。

2.1 他者を介した自己形成の論理

ホネットは、「自己意識の形成と比べて、自分の行動的な反応の意味に関する知識の生成はより根源的な現象である」(闘争：98)と見ている。我々の生の成立にとって他者との相互行為は不可欠の要素となるが、そうした相互行為を首尾良く行おうとするならば、他者の行為と自己の行為とを適切にコントロールすることが必要となる。ホネットは、そうした「[他人の行動の支配]が可能になるためには、行為者は、共有された行為状況のなかで自分の行動がそのつどの相互行為のパートナーにたいしてどのような意味をもっているのかをすでに知っていなければならない」(闘争：98)と述べる。ではこのような意味に関する知識はどのようにして個々人にもたらされるのか。周知の通り、ミードがこの

問いすなわち「人間の相互行為において社会的な行為の意味に関する意識の発生を可能にしたメカニズムをあらかじめ説明」という問いにたいして用意した議論は、身振りとその意味の発生に関する一連の議論である。後で見ると、ホネット自身は「有声身振り」にのみ言及し、いわゆる身振り会話にふれていないが、ミードの意味論は身振り会話から説き起こすところにその特質があるので、その部分も含め、ホネットがミードの議論を検討する際に主に用いている *Mind, Self, and Society* にあたって、ひとまずミードの意味論を概括する²⁾。

ミードが身振りの意味とは何かを考えるために選んでいる事例は「犬のけんか」(MSS: 43=1973: 48) である。「ある犬が相手を攻撃する用意ができていう、まさにそのことは、攻撃をする犬の位置と態度を変化させるような、そのような相手の犬への刺激となる」。つまり、最初の犬がもう一方の犬に近づくことが「もう一方の犬の態度」を変化させ、その変化が今度は「最初の犬に前の構えとは異なる構えを引き起こす」ということになる (MSS: 43=1973: 48)。このとき、互いが互いに対して何らかの行為を引き起こそうとしている、このような行為の始まりの部分、ミードは「身振り」(MSS: 43=1973: 48) と呼ぶ。そしてこの身振りが互いの反応を引き起こし、互いの行為が次々と変わっていく。ミードはこの一連の過程を「身振り会話」(MSS: 43=1973: 48) と呼んでいる。

ミードは、こうした身振りと反応との組み合わせの中で身振りの意味が生じると主張する。すなわち、身振りの意味は「ある有機体による身振り」、「その身振りが初期の局面に存在するような社会的行為の所産」、そしてその身振りへの「他の有機体の反応」という、「三重の関係」(MSS: 76=1973: 84) において生じる。つまり、意味は他者の反応との関係において生じるものである。それゆえ、基本的には事後的に確認されるものである。

しかし人間は、「社会的な行為の意味に関する意識の発生」(闘争: 98) を可能にするメカニズムを有している。すなわち、人間は他者を刺激すると同時に自分自身をも刺激することになる有声身振りをを用いることができる。ホネットはこの点に注目している。有声身振りには「自分の顔の表情や身体の姿勢が他人にたいしてもつ価値が不十分にしか気づかれない」との異なり、「自分の耳をつうじて仲間たちにたいするのと同じように聴き取られる」という性質を持っている (闘争: 98)。人間は、有声身振りが自己自身をも刺激するという性質を利用して自らの行為の意味を意識する。そのとき、人間は「相手と同じ仕方で自分に反応し、そうすることで、自分を、そこから自己像を獲得したり、私のアイデンティティの意識に到達したりすることができる脱中心的な視点におく」(闘争: 99)

²⁾ 以下、*Mind, Self, and Society* からの引用については (MSS: 該当ページ=邦訳年: 該当ページ) と略記する。

ようになる。このことは、我々の自己の成立がはじめから他者を媒介にしているということの意味しており、「自分自身に関する意識の形成と意味に関する意識の発達は、個体の経験の過程においていわば後者が前者に道を開くというように連関している」ことを我々に示している（闘争：99）。ホネットはミードの有声身振りの議論とそれに伴うコミュニケーション論を以上のように整理し、「自己意識の発達を第二の主体の存在に依存させる心的メカニズム」を示し得たと見なし、それをもって「ヘーゲルの承認論の自然主義的な基礎づけ」の第1歩としている（闘争：100）。

2.2 自他関係の変化を介した自己の質的变化

ついでホネットは、ヘーゲルの承認論においては必ずしも十分には示されていない「主体が一定の人間的な人格としての自己に関する規範的な理解を獲得するための実践的な確証の形態」（闘争：100）について、ミードのいわゆる自我発達論を取り込むことで自然主義的な翻訳をはかろうとする。ホネットが取り込もうとしたミードの自我発達論は、概略以下の通りである。

ミードは「プレイ」と「ゲーム」という子どもの遊びにおける自他関係の質的变化を例にして、人間の自我発達のプロセスを説明する。ミードがプレイの例としてあげるのは、子どもが「何かのふりをする事」である（MSS：150=1973：161）。子どもはプレイにおいて、「次々と曖昧に継続する一連の反応」をしているだけで、それらの反応は「一つの全体としては組織化していない」（MSS：152=1973：163）。つまりプレイ段階では、子どもが次々と行う複数の行為は必ずしも互いに関係づけられることがなく、子どもは自らのなす諸行為を一つの全体として把握することができていない。

このようないわば複数の行為を一つの全体ととらえ、個々の行為をその全体との関係で把握するという能力は、子どもが「組織化されたゲーム」（MSS：151=1973：163）に参加していく、ゲーム段階において獲得されることになる。ミードはこのゲームの例として、好んで「野球のナインに参加する」（MSS：151=1973：163）ことをあげる。プレイと異なり、野球というゲームにおいては複数のメンバーの行為が複雑に絡み合っている。それにも関わらずゲーム段階にある子どもがこれをやっているのけることができるのは、「ゲームには論理がある」（MSS：158=1973：169）ことを理解できるようになっているからである。ミードはそれをルールとも表現している。「ルールとは、ある特定の態度を引き起こす諸反応のセットである」（MSS：152=1973：163）。ミードがここで言及しているのは、野球というゲームにおけるナインそれぞれの行為が、まさに野球というゲームが成立するように互いに関係づけられ、一つの全体として進行していくということである。個々のプレイヤーはそうしたいわばゲームの進行論理から、ゲームにおける自らの役割を把握し、個別具体的な状況下でどのようなプレーを遂行するかを決定する。

プレイの時には子どもはさまざまな他者の役割を取得し演じているが、それらはすべて個別具体的な他者、すなわち「重要な他者」の役割である。子どもはそのつどの個別具体的な他者の役割を取得し演じるが、一般名詞で表されるような役割一般として他者の役割を取得できてはいない。他方、野球というゲームにおいては、ナインはまさにゲームの進行論理に従うプレーヤーとして一般化されている。つまり個人の個別具体的な諸属性が捨象され、野球というゲームの論理ないしルールの観点から、ナインとして一般化されている。そのような他者の役割を取得することが、ミードが「一般化された他者」(MSS: 154=1973: 166)の役割を取得すると述べているときに意味されていることである。こうして、野球のナインが一般化された他者の役割を取得することによって、野球というゲームが成立する。この段階にいたって、子どもの自我は十全なものとなる。

ホネットは、プレイとゲームに関するミードのこうした議論が、相手の規範的な視点から自己をとらえるという作業を通した「人格性の発達メカニズム」(闘争: 103)をとらえたものとみなす。プレイ段階においては、子どもは「具体的な相互行為のパートナーの行動を模倣し、自分の行為によって相補的に反応する」(闘争: 103)。その作業を通して子どもは自己を認識する。ついでゲームにおいて、子どもは「機能的に組織された行為連関」にふれることになるが、その際子どもはプレイとは異なり、「グループ全体の社会的に一般化された行動モデル」、すなわち「一般化された他者という社会的な行為規範」(闘争: 103)との関係において自己を認識することになる。

ホネットによれば、ミードは子どもが経験するこうした個別具体的な自己の形成過程から、「人間が社会化されていく過程全体の基礎にあるといわれる発達メカニズム」(闘争: 104)を抽出した。その際に鍵になるのは、「一般化された他者」という概念である。子どもはゲームにおいて「すべてのプレーヤーの視点を総合することでえられた規則」を一般化された他者の役割として取得し、その役割との関係において自己の行為をコントロールし、ゲームの中で自己を成立させることになるのだが、ホネットは、この過程が社会化一般の過程においても見られるとする。つまり、我々が社会のメンバーとなるということは、「一般にすべての社会成員の行動期待を一般化することによって生じた行為規範を内面化するかたちで遂行される」³⁾(闘争: 104)。こうして、人間は「一般化された他者」の社会的な行為規範を引き受けることを身につけ、社会的に受け入れられた共同社会(Gemeinwesen)の成員としてのアイデンティティを獲得する」(闘争: 105)ようになる。ホネットは以上のようにミードの自我形成と自我発達の議論をまとめ、ヘーゲル承認論の

³⁾ ミード自身は、社会化という用語を用いてはいないし、他者の役割を取得するという表現はあっても、期待を取得するという表現はしていない。ミードの役割取得概念については、これまで他者から自己に向けられる役割期待の取得ないし内面化を示したものとして理解されてきたが、徳川の推測によれば、この背景には文化人類学者のR. リントンの役割期待概念との混同がある(徳川 2006: 4-5)。

出発点たる、相互承認を通じた自己の生成というモチーフの経験科学化をはかっている⁴⁾。

3 3種の承認

ホネットは以上のように、ヘーゲル承認論の基本前提である、主体同士の相互承認を通じた実践的な自己形成の過程を自然主義化している。ところでヘーゲルによれば、こうした主体同士の相互承認は、愛、法、連帯という3種の形式をとっており、それに伴ってそれぞれ異なる自己形成の論理が存在している。ホネットはヘーゲルのそうした主張を踏襲するが、ヘーゲルの議論はやはり思弁的な形而上学的なものにとどまっているとみなし、それぞれの承認形式を「個別科学の研究成果と生産的に結びつくところまで再構成していく」(闘争:128) 必要があるとする。さらにこうした3種の承認の形式に関して、歴史の中で現実に生じてきた出来事に対応づける作業を通して、経験科学化されたヘーゲル承認論の妥当性ないしポテンシャルを見定めようとしている。

3.1 情緒的気づかい

主体の相互承認の第1段階は「情緒的気づかい」の関係である。まずホネットは、ヘーゲル承認論における愛という概念を「何人かの人格のあいだの強い感情的な結びつきからなりたっているかぎりでのあらゆる原初関係」(闘争:128) と定義する。ヘーゲルにおいてはこの愛の関係について、異性間の感情的な結びつきが特に重視されるというロマン主義的な傾向が強く見られたが、ホネットによれば、ヘーゲルは同時に両親と子どもの関係についても、互いに愛しあい感情の面でも必要としあう関係であるとみている(闘争:24)。ホネットはこの点に注目し、「家族内の親子の情動的な関係」(闘争:128) を愛の関係の基礎的なモデルとみなし、その分析を行おうとする。その際ホネットは「対象関係論の研究の伝統は、愛が相互承認の特別なモデルの基礎にある相互行為の関係であることを理解するうえで特に適切なもの」(闘争:129) とみなし、D.W. ウィニコットの対象関係論に基づいて愛の関係における相互承認のメカニズムと、そこでの実践的な自己形成の様態を明らかにしようとする。こうしたねらいを有するホネットによって、ウィニコットの議論は以下のようにまとめられる。

ウィニコットは正統派の精神分析学の伝統的なアプローチについて、「幼い子どもは母親の世話によって行動を実際に補ってもらうことにまったく頼りきっているため、精神分析の研究が子どもを準拠する人格から引き離して独立した研究対象とみなすのはミスリー

⁴⁾ なおホネットは、ミードからさらにもう一つの含意を引き出そうとする。すなわち連帯段階の相互承認がいかなるものなのかについてのイメージである。この点については、次に述べるウィニコットの対象関係論に関するホネットの議論と合わせて述べることにしたい。

ディングな抽象でしかない」(闘争：132)と批判する。その上で、ウィニコットは幼い子どもと母親との間に見られる共生の状態がどのような過程を経て分化し、子どもが実践的な自己を形成するのか、その過程を明らかにしようとしている(闘争：132)。

ウィニコットによれば、子どもの生の営みはまず「絶対的な依存性」(闘争：133)の状態からスタートする。つまり母親が「そもそもそのつどの他者にたいして個体としての境界線をひくことができず、欲求の充足という点で相互にまったく依存しあっている」(闘争：133)という状況である。子どもが誕生した直後の母親は赤ん坊に自分を投影し自分と子どもを同一視している。それゆえ、赤ん坊が陥っている窮地が我がこととなってしまふ。他方、赤ん坊の側でも「どのようなコミュニケーション手段によっても身体的および情緒的な欲求を表現できない」という「完全な無力さ」(闘争：133)ゆえ、自分と環境とを認知的に区分することができない。

そうした状態において、子どもは母親にだっこされてはじめて、「運動および感覚の面での経験を唯一の体験中心に向けて調整することを学ぶ」ことができる(闘争：134)。ウィニコットは母子関係のこうした状態を「だっこ期」と名付ける。このだっこ期においては、母子における相互承認は見られない。というのも、そもそもこの段階では母子は未分化な状態であるからである。最も原初的な承認である愛の関係における相互承認は、母子の分離という経験を経てはじめて生じることになる。

こうした母子の分離の経験が開始されるのは、母親が「赤ん坊との原初的な身体的な同一視が消失しはじめることにより社会に目を向ける領域がふたたび拡大できるようになる」(闘争：134)ときである。つまり母親が子どもとの原初的な一体感から脱すると、子どもへの関心が相対的に減少する。それに対応するかのように、子どもの側では「母親が短い間不在であることにしだいに耐えることができるようになる」(闘争：134)。子どもはそうした経験を通して、「母親の人格がこの世の中において自分の全能の支配下でないこと」、そして自分が母親から独立した存在であることを徐々に認識し始め、「自分の人格的な衝動を母親の気づかひの一定の局面に適切に関係づける」(闘争：134)ことを学ぶ。この段階をウィニコットは「相対的な依存性」(闘争：135)と呼ぶ。

それまでの絶対的依存性の時期においては、子どもは母親と未分化なために、自分自身の衝動と母親の気づかひの関係性を知るべくもなく、また知る必要もない。しかし母子が分離し始めると、子どもは、実際に母親が短い間不在になるという経験、そして母親の不在に耐えて一人で過ごすという経験を積むことになる。そうした経験を通して、子どもは「自らの(母親への：筆者挿入)依存に気づき始め」(Winicott：1965=1977：100)る。これが、「子どもが自分の独立性に気づく萌芽」(闘争：134)となる。ウィニコットは、この相対的な依存性の状態が子どもの自己の実践的な形成をもたらすステージとなると述べる。「絶対的な依存性」の段階においては、母親は未だ「主観的な世界の一部として空想

されていた人格」(闘争：135)に過ぎなかったが、いまやその人格は子どもの全能の支配を離れ、時には子どもに不在を強いるまでに変化している。そのとき子どもは、母親にたいして「破壊」という企てを開始する。

ウィニコットによれば、子どものこの破壊という行動は従来、「全能による支配を失う経験に向かわざるをえない欲求不満」(闘争：135)として解釈されていた。しかしそうではないとウィニコットは指摘する。子どもの破壊という行動は、「情動にみちた対象が実際には影響をあたえることができず、その意味で「客観的」な現実には属しているかどうかを、赤ん坊が無意識のうちにたしかめようとする合目的な行動」(闘争：136)である。かくして子どもは客観的な存在としての母親を、破壊という行動を通して受け入れようとする。母親はそうした子どもからの攻撃にたいしてもその存在を危うくされことなく存在し続ける。また母親は、子どもの破壊という行動に関して、原初的な依存性の段階において見られたような、わがこととして経験するという段階を脱し、そうした行動が「すでに自立した人格としての子どもだけに帰属することができるものととらえる」(闘争：137)ようになる。そこにおいて、子どもと母親は互いが独立した存在であることを認識するようになる⁵⁾。

こうして、子どもは母親が今や子どもにとっては苦悩に満ちた客観的な現実、外的な世界に属する存在であり、子どもの全能の支配下にはもはやないということを認める。そのような状態においてもなお、母親が愛を与えてくれる存在であり、その愛が持続的で信頼できると子どもが認識できるときに、子どもは「ひとりであることへの能力」(闘争：140)を発達させることができるようになる。つまり、信頼できる母親がずっといてくれるというこの確信が支えとなり、子どもが、自分の衝動を自由に追求できるようになる。この段階において、子どもは母親からの愛を信頼することで自分自身を信頼する。ホネットはエリクソンの言葉を借りて、このことを「自己信頼」(闘争：140)と呼ぶ。ここにいたって、子どもは自分自身という存在を、存在してしかるべきものとして承認することができるのである。

3.2 認知的尊重

情緒的気づかいにおける承認の次に我々が経験する承認の形式は、認知的尊重である。これは法的承認として語られる。ホネットは、「愛が相互の個体化によって引き裂かれる共生を表すとすれば、愛においてそのつど他の人格に関して承認されるのが、その人格の

⁵⁾ ホネットはこの後、ウィニコットの「移行対象」(闘争：137)に関して議論するが、本稿では取り上げない。

個体的な独立性にすぎないということはあきらかである」(闘争：144)として、個別具体的な自他関係を母体として自己が獲得する自己信頼と、「法的関係」(闘争：145)を質的に区別する。ホネットはここで、再度ミードの社会心理学を援用して説明している。すなわちホネットの見るところ、自我発達に関するミードの議論に見られる、ゲーム段階における一般化された他者の役割を取得することによる自我の形成というメカニズムが、法的承認を自然主義的に表現したものである。

ホネットによれば、「相互行為のパートナーたちの規範的な態度を内面化することによってパートナーたちを承認する程度に応じて、自分が社会的な共同連関の成員として承認されていることに気づくことができる」(闘争：105)。このとき、相互行為のパートナーたちの規範的な態度とは、パートナーたちの個別具体的な心的な態度とは異なる。そうではなく、一般化された他者の役割が共同社会のメンバーに示すことになる、ゲームという名の共同社会を成立させる行為の共同連関から当然導出されるはずの自他の行為のことである。そうした他者の態度を承認するということは、他者がなすはずの行為にたいして自己がそれを認め、一般化された他者の役割が自己に示す、あり得る反応を返す用意があるということを手相に示すことである。それを確認した他者は、自己にたいして、共同連関の体系を担う存在として、つまりは同じ共同社会に属する“共同社会の成員として”承認するということになるわけである。

このことを、ホネットは「社会的な共同社会(Gemeinwesen)の成員としてのアイデンティティを獲得する」(闘争：105)と表現し、典型例として、我々が財産権を主張する際の論理をあげる。すなわち「自分の財産を共同体のなかで保持しつづけようとする」には、当人はその共同体の成員であることが必要となる。というのも、「他者の態度を受け入れることによって、自分の権利に対する承認が保証されるからである」(闘争：106)。つまり、自己と他者が共同体の中で同一の一般化された他者を取得している限りにおいて、そうした一般化された他者の要求としての、メンバー全員にたいして該当する財産権が自己にも他者にも等しく与えられ、そうした権利を有する存在として自己が承認されるのである。

そうした承認は我々にいかなる肯定的な自己関係をもたらすのか。このことについて、ホネットは次のように述べている。すなわち、子どもが母親との関係において自己信頼を獲得するのと同様に、「成人した主体も、法的な承認の経験をつうじて自分の行為を自律の表現として、しかもすべての他者に尊重される表現としてとらえることができる可能性を獲得する」(闘争：159)。共同社会の中では、それぞれの成員が一般化された他者の役割として結晶している規範を共に取得し、それに基づく成員として、互いを承認している。そこにおいては個々の成員は、共同体の成員として、規範に基づく限り自らの主張を他の全ての成員にたいして主張しうる。その経験が、「自分が全ての他者から尊重されるにふさわしいから自分自身を尊重できるという意識を自分の中で生み出させる」(闘争：160)

ことになる。

つまり、認知的尊重における承認すなわち法的承認における肯定的な自己関係とは、共同社会において自らが成員であり他者もまた成員である限りにおいて、成員として他者から尊重されることをもって、自分自身を尊重するというものである。ホネットはこのような肯定的な自己関係のあり方を「自己尊重」(闘争：162)と表現している。端的に言って、認知的尊重の段階において我々は個別具体的な人間として承認されているのではなく、“社会の成員として”承認され、それがゆえに自己自身を“社会の成員として”尊重するのである⁶⁾。

3.3 社会的価値評価

ホネットは認知的尊重がもたらす承認すなわち法的承認の議論を通して、我々が社会の成員として認められることが肯定的な自己関係にとって重要であることを指摘した。しかし同時にホネットは、「ミードは、共同社会に属する市民たちのあいだの個体的な区別を積極的に表現できない以上、承認の法的関係ではまだ完全なものではないとする点で、ヘーゲルと一致している」(闘争：107-108)と述べている。つまりホネットは、ヘーゲルもミードも法的承認の段階とは異なる承認の形式が存在することに気づきつつあったと見ている。ただしホネットは、ヘーゲルとミードは法的承認の形式からそうしたいわば第3の承認の形式を十分に分離することはできなかったとみなし、そうした承認の形式を社会的価値評価における承認の形式としてさらに議論している。とはいえ、ここでもホネットはミードの議論、すなわち「自己実現」(闘争：116)に関する議論を手がかりとしながら、第3の承認すなわち社会的価値評価という承認の形式のラフなスケッチを試みている。

ホネットによれば、自己実現とは「主体が相互行為のパートナーによる承認という反応にもとづいて、社会環境にとってかけがえのない価値があることを確認できる能力や性質を発達させる過程である」(闘争：116)。ここで注目すべきは、“かけがえのない”という表現である。先の認知的尊重にもとづく承認においては、共同社会において自らが“共同社会の成員として”承認されることが、承認の内実であった。この場合、自己と他者の差違はさしあたり問題にならない。まさに共同社会の成員として同じ扱いを受けることが重視されている。それに対して、“かけがえのない”存在として承認されるには、他者と自

⁶⁾ ただしこうした法段階における自己尊重という形態は、通常、主体において自覚的に経験されるものではない。ホネットは、それは「いわば否定的な姿においてのみ知覚できる程度のもの」(闘争：162)と見ている。その上で、ホネットは自己尊重の存在を裏面から、すなわち自己尊重が否定された事例から浮き彫りにしている。その際ホネットが用いているのは「50年代から60年代にかけてアメリカで生じた黒人の公民権運動の様々な議論」である。そうした議論の中では「排除された集団の自己尊重にたいして法的な承認がどのような精神的な意義をもつのかということがことばとして表面化」している(闘争：162)。

己との差違が明確に示されることが必要となる。

そうした差違は「自分の個体的な能力」(闘争：116)から生じるのだが、この能力に関して、ミードは不十分ながら「優越感情」(闘争：118)に関する議論において語っている。ホネットはそう判断し、ミードの議論をまとめている。ミードは、外科医や弁護士はその職業的な専門性において他者と区別されていることにより、「一定の機能の実現にもとづいた優越性」を正当に表現することができるかと語る。それはいわば健全な自尊心の表れであり、「エゴイズム」とは異なる。ここでミードは、「機能的な分業モデル」の下で、「個体に特異な能力がそなわっている」ことをもってその個体を承認するという形式がありうることを主張している(闘争：116)。こうした機能的な分業を前提とした承認形式は、たしかに個々の主体をその個別性において承認するものとなる。「社会的分業という枠組のなかで自分に割りあてられた機能を「うまく」こなすことで主体にどの程度の承認があたえられるのかということが、個体としての特殊性の意識を十分うながしてくれる」(闘争：118-119)のである。

しかしホネットは、ミードが構想したこの承認形式には重大な問題が隠されていると判断する。つまり「分業に規定された機能の価値は、それ自体が共同社会の支配的な目標設定に依存して」(闘争：121)いるがゆえに、個々の成員が持ついかなる機能が当の個体の「優越感情」に正当に結びつく能力であるのかがあらかじめ定められているという問題である。外科医や弁護士は、まさにその機能が共同社会における有用な機能であるがゆえに正当な優越感情を引き起こし、自己自身を価値ある存在として評価する。ミードのこの議論においては、主体が個別的な存在として承認されるか否かは、そうした社会的な有用労働をいかに首尾良く遂行できるかにかかっているとされるが、そもそも何が社会的に有用な労働なのかを定めてはいない。共同社会の支配的な目標設定の中であらかじめ価値ありとみなされる機能を有する成員は、それだけで自らの“かけがえのなさ”を十分認識し、自己自身を個別的な特異な存在として承認することができるだろう。しかしそうした、あらかじめ価値ありとみなされる機能以外の機能を有するとされた成員は、共同社会の中で自らの、他者と区別されるだけの固有の価値を自ら確認する方が最初から閉ざされているということになる。ここにおいて、「社会的な有用労働の経験によって個々人が自分なりの特性をもちあわせているから承認されるのだとする考え方はすでに挫折せざるをえない」(闘争：121)のである⁷⁾。

⁷⁾ただし、このホネットの指摘を持ってミードの限界、あるいは甘さを言いつつのはいささか早計だろう。ミード自身は、理論的な道具立てとしては確かに、全ての社会成員が共同社会の中で何らかの機能を有し、それが持つ価値の観点から他者とは区別される個別具体的な存在として自らを承認しようということを説明するものは用意できなかったかもしれない。しかし“実践的”には、各種の社会実践活動を通して、いわば価値なしとみなされがちな存在へ目を向けている。ミードの社会実践活動については、徳川(2006)、山尾(2003)などを参照のこと。

ただしホネットによれば、ミードも「個体がかげがえのない存在であるという意識を手に入れるために、自分を他のすべての相互行為のパートナーから区別しようとする人間の衝動を考慮している」（闘争：115）。その際主体は、「間主観的になじんだ社会の価値システムのなかで自分が特異な能力をそなえていることで承認されているわけではないと感じたとき、反事実に仮定されたどの受けとり手を頼りにしなければならないのか」（闘争：117）という問題をかかえる。現行の社会共同体においては、個々の主体は当該共同体の存立に資する共同連関のネットワークの中に位置づけられることによって、個体として承認される。しかしそうしたネットワークの中に位置づけられないとするならば、個体は“自らが共同連関の中に適切に位置づけられるような、そのような、あり得る社会共同体”を反事実に仮定し、その社会共同体の成員としての観点から自らを他の成員とは区別される独自の個体として承認しようとすることになる。このような営みは、それまで承認されてこなかったような成員をも承認していくようなかたちに社会共同体を変容させていくことを意味しており、「共同体の充実」を求める努力であると言える。ホネットはミードのこうした叙述を、ミードなりの「承認をめぐる闘争」（闘争：113）に関する議論だと主張している。

ホネット自身は、ミードのこの議論をこれ以上展開させることはない。そのかわりホネットは、個人の社会的な価値評価のあり方の歴史的な変遷、すなわち「名誉」（Ehre）の概念から社会的な「名声」（Ansehen）や「信望」（Prestige）のカテゴリーへの転換」（闘争：165）という事態へ目を向ける。ホネットの見るところ、身分制社会においては「人格の名声がどの程度のものなのかは社会的な名誉の概念によってはかられる」（闘争：165）。つまり身分制社会における個人の社会的な価値評価は、その個人が属する類型化された地位集団すなわち身分においてあらかじめ決定済みのものとして埋め込まれているのであって、個人はまさにそうした“身分という類型”において評価されるということになる。このような評価の形式は、個々の個人それ自身が有する個別的な能力において評価されるという評価のあり方とは異なる。

ホネットによれば、身分制と結びついた個人の社会的評価の形式は、「哲学と国家論のポスト慣習的な思考の産物が文化的な影響力を増し、社会統合をもたらす価値信念の地位も脅かされなくなってしまう」ような状況が生じるに至って変化してきた（闘争：167）。近代の幕開けとともに、身分にひもづけられていた“個人の評価”が「自由裁量」にゆだねられるようになった（闘争：168）。そうした動きは、「身分に特有な生活態度の形態と結びついていた「名誉」が個人の社会的な価値評価の構成要素としては影をひそめ、代わりに、「名声」や「信望」といったカテゴリーが登場するようになって決定的なものとなった（闘争：169）。

「名誉」は身分と結びつき、何が名誉であるかは、あらかじめ変わらぬものとして規定

されていた。しかし「伝統的な価値ヒエラルヒーがしだいに解体されていくにつれて」(闘争：168)、「社会的な価値評価は、集団の性質ではなく生活史のなかで発達してきた個々人の能力のほうに向かい始める」(闘争：169)。しかしそうした能力は単に“個々人の能力としてのみ”意味を持つことにおいて評価されるのではなく、「支配的な価値評価システム」においても同時に評価されるようになる。言い換えれば、「社会的な目標設定にきわめて複雑で豊かな解釈がなされ、そのため基本的にすべての個人が社会的な名声を獲得する機会をもつという社会的な価値秩序」(闘争：171)が近代において登場したと見ている。こうした社会状態を、ホネットは「連帯」というキーワードで説明している。連帯とは「主体が相互に対称的な立場で価値評価しあうために、異なった生き方にたいして互いに共感をいだくような相互行為の関係」(闘争：172)を意味する。ホネットはその例として戦争を挙げ、「過重な負担や不自由さの経験を共有することによって、突然新たな価値システムが生じ、主体は相互に、それまで社会的に重要視されてなかった業績や能力をそなえているものとして他者を評価することができるようになる」(闘争：173)と述べている⁸⁾。つまり、連帯という関係性においては、成員は「そのつどの他者の能力と性質を共同の実践にとって意義のあるもののようにみえる価値に照らして、互いに自分を観察する」という営みを行うことになる。ただし、成員は身分に固定された価値の範囲内で自他の評価をするのではないことには注意しなければならない。ホネットがミードの議論を引いて共同体の拡大を論じたところで示されたように、成員がもつ能力を認めていくにあたっては、共同体それ自体の価値システムを変更していくという局面が入ってくる。そうしたことを前提にしてはじめて、「それぞれの主体が、集団によって等級づけされることとなく、業績や能力の点で自分が社会にとって価値があるという経験をすることをもつ」(闘争：175)ことになる。ホネットはこうした自他の関係性を「対称的」と表現し、対称的な自他関係の中で成員たちの個々の能力がそのつど正当に評価されるとき、個々人が「他の社会成員から「価値のある」ものだと承認される業績をもたらし、そのように承認

⁸⁾ ただしこの主張については直ちに賛同するわけにはいかない。ホネットが参照しているはずのミードの議論において、たしかに戦争は「社会の凝集」(Mead 1929: 393=2003: 169)すなわち社会の統一にとってきわめて有効に作用すること、これが我々が戦争を捨てられない理由であると分析している。しかしそれは共通の敵を作り出して感情的な融合をはかるという作業であって、個々の具体的な能力に基づく承認なのではない。ミード自身はこうした戦争による戦争による統一という原理に隠れてしまったかにみえる「すべての差別的な諸自我」が「自己意識的な多様性において相互に連結する」という原理に注目しようとしている(Mead 1929: 397=2003: 173)。ミードによれば、それは例えば「非常に高度に組織化された産業企業体の諸構成員の間にある統一、あるいは大規模な大学における教授陣と学生との間にある統一」(Mead 1929: 397=2003: 173)を可能にするような原理である。これらの集団は多種多様な機能を持った構成員によって組織されているが、そうした機能の差異があってはじめて当の集団は成立している。つまり、こうした集団は「多様性を社会的組織化へと転換する」(Mead 1929: 403=2003: 181)ことに成功している。ミードはこの原理こそ、戦争に代えて社会全体の水準で適用されうる唯一の原理だと考えている。

される能力をもつことにたいして信頼する気持ちが生まれる」(闘争：173)と見ている。ホネットはこうした肯定的な自己関係を「自己評価」(闘争：173)と名づけている。

4 尊重の欠如、欠如への抵抗

ここまで情緒的きづかい、認知的尊重、社会的価値評価という、人間主体の承認の3種の形式に関するホネットの議論を見てきた。これら3種の承認の形式は人間にとって不可欠のものであるが、必ずしも我々において明確に自覚されているわけではない。これらの承認が首尾良く行われている場合には、その必要性は見えにくいし、見る必要もない。むしろこのような承認の形式の存在は、それが欠如しているときにこそ生々しく認識されることになる。ホネットは3種の承認形式にあわせて、こうした尊重の欠如の形態も明らかにしている。

4.1 形態の虐待、暴力的抑圧

尊重の欠如の第1の形態は、拷問や暴行など、「人間から自分の身体を自由に処分する可能性を暴力的に剥奪してしまう」(闘争：177)ような「形態の虐待、暴力的抑圧」(闘争：174)である。このタイプの尊重の欠如は、先の3種の承認のうち情緒的きづかいの段階における承認を著しく傷つけるものとなっている。というのも拷問や暴行は単に身体的な苦痛を主体にもたらすだけでなく、「現実感覚が感性的に剥奪されるようになるほど他の主体の意思に無防備な状態でさらされているという感情」(闘争：178)をもたらすからである。

すでに見たように、情緒的きづかいという段階では、自分とは異なる存在であるところの「信頼できる母親がずっといてくれる」(闘争：140)という感覚がベースとなって自己信頼を獲得することになるのだが、虐待や暴行は、そうした原初的な信頼感覚を著しく損ね、「愛によって習得した自分の身体を自律的に調整する能力への信頼をあとあとまでそこなう」(闘争：178)ことになるのである。

4.2 権利の剥奪、排除

第2のタイプの尊重の欠如は、認知的尊重の段階における承認すなわち「道徳的な自己尊重にダメージをあたえる可能性のある貶めの経験」(闘争：179)である。このタイプの尊重の欠如は、端的に言えば主体が法的人格としての「一定の権利をもつことから構造的に排除されつづける」(闘争：179)ということの意味している。認知的尊重の段階における肯定的な自己関係は、「完全な資格をそなえた共同社会の成員として、同等の権利をもった者として制度的な秩序に参加している」(闘争：179)という事実から生じる。つまり

は、「共同社会の十全なメンバーであること」が承認されることによって、我々は同時に「完全な資格をそなえ、道徳的に平等な権利をもつ相互行為のパートナーという地位」（闘争：179）をもった存在として、自己自身を承認することができるのである。主体が、共同体における法的な人格として当然有するはずの権利から構造的に排除されるということは、そうした自己承認が脅かされることに他ならない。

4.3 尊厳の剥奪、卑め

最後の尊重の欠如は、「個々人や集団がもつ社会的な価値に否定的に関係するような貶め」（闘争：180）、すなわち「尊厳の剥奪、卑め」（闘争：179）である。社会的価値評価の段階において、主体は共同社会の中で自らが固有の機能と価値を有していると認められるとき、すなわち「社会の文化的な伝統の地平における自己実現のあり方に認められる社会的な価値評価」（闘争：180）を獲得したとき、肯定的な自己関係に到達することができる。このことはすでに見てきたが、尊厳の剥奪や卑めという経験はこうした社会的な価値評価を剥奪する。こうした経験は、主体において「人格としての自己評価の喪失が生じ、自分を特徴的な性質や能力の点で評価された存在であると理解できる機会がそこなわれてしまう」（闘争：180）という事態をもたらす、結果として社会的な価値評価の段階における自己承認が傷つけられることになってしまうのである。

4.4 欠如への抵抗—承認をめぐる闘争

以上のように、ホネットは承認の3形式と対応するかたちで、尊重の欠如の形態も3種類に区分した。言うまでもなくこうした尊重の欠如は、自己にたいして大きな傷となり、自己の存続を危うくする。その経験は自己に「恥辱や憤激、傷つけや尊重の喪失をもたらすような否定的な感情反応」（闘争：182）をもたらす。ホネットによれば、我々はそうした「侵害されたという感情が動機になって集団的な抵抗を引き起こす」（闘争：218）ことがある。こうした集団的な抵抗こそ、ホネットが承認をめぐる闘争と呼ぶものである。

ホネットによれば、こうした感情は「集団にとって典型的なものであることを証明する間主観的な解釈枠組みのなかで、主体がこのことをはっきりと表明することができる場合」（闘争：218）において、承認をめぐる闘争の出発点となりうる。その意味では、承認の欠如の第1の段階である情緒的きづかいの欠如、すなわち自己信頼の欠如という段階には「みずから社会的コンフリクトをもたらすことのできる道徳的な経験をふくんではない」（闘争：216）がゆえに、承認をめぐる闘争の出発点にはならないということになる。つまり承認をめぐる闘争を引き起こすのは、認知的尊重および社会的価値評価の欠如という事態だということになる。

ただし、認知的尊重および社会的価値評価の欠如が承認をめぐる闘争の出発点となりう

るといっても、これらの欠如の認識もまた、集団において広く共有され、妥当なもの認められなければ集団的な抵抗の出発点とはなり得ない。つまり、「社会運動が成立するかどうかは、個人の失望の経験が個体としての自我だけでなく、他の多くの主体の周辺にもおなじように関わりがあるものとして解釈することを容認する集団的な意味論が存在するかどうかにかかっている」（闘争：218）。そうした集団的な意味論の中で、個人の失望の経験が尊重の欠如として広く他者に共有され、集団の中で「自分をとりまく社会状況にとって典型的なものとして経験される」ことをとおして、集団的な抵抗が立ち上がっていくのである（闘争：220）⁹⁾。

最後に、ここまでのホネットの議論を彼自身がまとめた表を掲載する。

表1 社会的な承認関係の構造

承認様式	情緒的きづかい	認知的尊重	社会的価値評価
人格性の次元	欲求と情動の性質	道徳的な責任能力	能力と特質
承認形式	原初的關係（愛、友情）	法的關係（権利）	価値共同体（連帯）
発達の潜勢力	—	一般化、実質化	個体化、平等化
実践的自己関係	自己信頼	自己尊重	自己評価
尊重の欠如の形態	形態の虐待、暴力的抑圧	権利の剥奪、排除	尊厳の剥奪、卑め
脅かされる人格性の構成要素	身体的統合	社会的統合	「名誉」、尊厳

5 結びにかえて

前節まで、ホネット承認論の内容について検討を進めてきた。最後に、現代社会に生きる我々がホネット承認論をいかなる意味において評価していけるのか／いくべきなのかということについて考えてみることにしたい。この作業をするにあたり、本稿では現代社会における大きな問題の一つである就労をめぐる諸問題、わけても若年層の就労問題を素材とする。そしてこの問題をホネット承認論の観点から見てみるという作業を通して、ごくラフなものにとどまるのは承知の上で、ホネット承認論が現代の我々にとって持つ意味合いについて考えてみることにしたい。

現代日本社会が1980年代から続く新自由主義の流れの全世界的な進展の中にあることは

⁹⁾ ホネットはすべての社会運動が承認をめぐる闘争として描き出されるわけではないと見ている。そのことは「純粋に経済的な生存の保証が大量の抗議や反抗の動機となった数多くの歴史的な事例がすでにあきらかにしている」（闘争：220）。ただし本稿においては、そうした経済的な生存をめぐる闘争という社会運動への解釈枠組みが、承認をめぐる闘争という構図を見えないものにしてきたのではないかという点を、ホネットの承認論から読みとりたいと考えている。

誰もが承知しているところである。また、新自由主義においては、個人の自助努力を称揚し結果における自己責任を強く求めることもよく知られているところである。こうした流れの中で、日本においては1995年に日経連が発表した「新時代の『日本的経営』－挑戦すべき方向とその具体策」を皮切りに、雇用の流動化、非正規化の趨勢がこんにちにいたるまで圧倒的な勢いで進行しつづけている。そうした中で、とりわけ若年層における正規雇用の機会喪失が進行している。そうした状況は、本来なによりも本来経済構造に端を発する問題なのであり、就労という場からこぼれ落ちている当事者たちに起因するものではないことは明らかである。しかし、新自由主義体制下における自助努力と自己責任の論理は、そうした就労問題を“当人の問題”としてのみフレーミングしていく。なるほど選択という行為は自己責任なのかもしれない。しかしそうした選択に際して用意された“選択肢”－実質的には他の選択肢を選ぶことがきわめて困難であるという意味において選択肢とは言えないが－は、選択側の責任というわけではないだろう¹⁰⁾。

このこと自体大きな問題であるが、ホネット承認論の観点から見てさらに指摘しなければならないのは、若年者の正規雇用の可能性が奪われていくということは、若年者が就労そして労働という社会的評価の機会－それ自体、承認のあり方が賃金獲得に一元化されてしまうという大きな問題を含むのだが－を十全なかたちでは経験することができないということである。若年層の就労問題は、そうした状況が生じるプロセスが当人にのみ帰せられるものではないという意味において当人の問題とすることはできないが、正規就労そして労働のチャンスから遠ざけられることによって、“社会の中で自分は価値のある存在である”との自己評価を得られないという意味においては、まさしく“当人の問題”として、当事者の自己に大きな傷を与えることになる。

こうした側面は、若年層の就労問題を“労働市場”の問題としてのみ捉える限り見えてこない。そうしたかたちで問題を認知するばあい、“解決”は、たとえば本田由紀(2005)が主張するように“ハイパーメリトクラシー状況にも負けないコミュニケーション能力を専門高校で身につけよ”などのようなものになるのかもしれない。本田は紛れもなく若年層における就労問題研究の第一人者であり、その議論は膨大かつ緻密な調査に基づくものであって、それらを踏まえて紡ぎ出される彼女の言葉が示唆に富むことは疑うべくもない。しかしそうした議論を踏まえて期待をもって語られる専門高校という“解決”については、能力が相対的なものである限り、能力のインフレや高度化する能力競争からの脱落者を作り出してしまうのではないかという思いを持たざるを得ない。何よりも、能力というもの

¹⁰⁾ 直裁にいつてしまえば、現在の若年雇用の抑制は特定世代の既得権益を確保しようとする動きの結果であり、非正規化の進展はグローバル経済への“対処”の結果である。それらの結果としての若年者の未就労や非正規化は、しばしば“怠惰”等、若年者の心的な問題としてフレーミングされる。こうしたいわば言説の政治については、また別の機会に論じられねばならない。

の評価軸が後期近代社会における有用性に一元化されているハイパーメリトクラシーという状況それ自体については問わないかたちになっている点で、社会的な価値評価のチャンスを多元化するという方向性が失われてしまっているように思われる。そのことは「間主観的になじんだ社会の価値システムのなかで自分が特異な能力をそなえていることで承認されているわけではないと感じたとき」我々が新たなかたちで社会的な価値評価のチャンスを獲得しようとする承認をめぐる闘争を、あらかじめ封じてしまうことを意味してしまうのではないだろうか¹¹⁾。

また若年者の就労をめぐる問題が当事者にもたらす危機は、単に社会的価値評価のチャンスの剥奪ということにはとどまらない。このことは、例えば現代日本における貧困問題を「自立生活サポートセンター・もやい」での実践活動を通して告発し続けている湯浅誠(2008)が指摘する「五重の排除」において典型的に示されている。そこにおいて示されているのは、就労をめぐる問題は認知的尊重や情緒的気づかいにおける自己承認のあり方にも影響を与えるということである。

湯浅によれば、「五重の排除」とは教育課程からの排除、企業福祉、家族福祉、公的福祉といったセーフティネットからの排除と、自分自身からの排除である。教育課程からの排除とは、親世代の貧困状態がその子弟の教育機会を結果的に奪ってしまい、現行の社会の中で成員が価値ありとされるために必要な種々の知識やスキル等を得られないということの意味する。

さらに非正規労働者においては、現行の社会において企業の正社員であれば得られるだろう企業福祉が整備されていなかったり、あるいはきわめて不十分なかたちでしかそれが提供されない可能性が高い。そのことは当事者が労働の現場における正当で十全なメンバーシップを得られていないことを意味するだけでなく、十分な企業福祉を得られぬために種々のリスクに対してきわめて脆弱で、結果として労働の現場において十分な能力を発揮できない可能性があることを意味する。そのことはとりもなおさず、社会的価値評価のチャンスを失うということである。このように、企業福祉からの排除は社会の正当な、価値のあるメンバーとして承認される機会を逸するきっかけとなる。

企業福祉から排除された場合、病気や怪我、あるいは企業の“柔軟”な雇用調整等、リスクに対してきわめて脆弱な状態に陥り、労働市場にとどまり続けられなくなることもあるだろう。その場合には、公的福祉というセーフティネットが機能するはずである。しかし湯浅は、各自治体において「水際作戦」、すなわち生活保護受給の対象者の申請を様々な理由・手段によって却下するということが横行し、公的福祉のセーフティネットが破綻しているとする(湯浅 2008: 50)。このことは言うなれば“日本国民であれば正当な権利

¹¹⁾ 同様の指摘は荻野(荻野 2006: 322)においても見られる。

として主張しうるはずの生存権”の否定、すなわち自己尊重の機会の剥奪を意味している。そして、家族福祉からの排除は、信頼してくれている身近な存在の欠如を意味する。湯浅は企業福祉や公的福祉の破綻が家族に重くのしかかっていることを指摘し、「実家に住みながら飢える」（湯浅 2008：46）という例をあげているが、そこから見えてくるのは、まさに自己信頼を獲得できるはずの家族の崩壊である。そしてその先には、自分自身からの排除が待ちかまえている。自分自身からの排除とは、「何のために生き抜くのか、それに何の意味があるのか、何のために働くのか、そこにどんな意義があるのか」、「そうした「あたりまえ」のことが見えなくなってしまう状態」（湯浅 2008：61）のことである。ここではまさに、自分自身の存在それ自体が疑われ、否定されているのであって、自己信頼が大きく傷つけられるような状況が生じているのである¹²⁾。このように、ホネット承認論の視角から湯浅の「五重の排除」問題を見てみるならば、若年層の就労問題を単に経済問題、就労問題としてのみフレーミングすることに大きな問題が隠されていることが見えてくる¹³⁾。すなわち自己承認の3つの形式が同時に、あるいは段階を経て傷つけられていく状態として、就労をめぐる問題を捉える必要があるのではないだろうか。

こうしてみると、ホネット自身は承認をめぐる闘争の中には組み込んでいない自己信頼の欠如という局面をも議論の射程に収めることができるように思われる。すなわち、ホネットにおいては情緒的気づかいにおける自己信頼が剥奪されている状況は、それは「社会的コンフリクトをもたらすことのできる道徳的な経験をふくんではない」（闘争：216）とみなされ、承認をめぐる闘争という集合的行為の中には組み入れられていない。確かに母子関係に典型的に見出される自己承認の様式としての自己信頼は、個人に帰属する事柄ではあろう。しかし、そうした自己信頼がどのようなプロセスを経て欠如するのか、あるいは剥奪されていくのかということを考えてみた場合には、認知的尊重（法的承認）や社会的な価値評価（連帯における承認）の欠如ということがその重要な要因になっている場合がある。そうした欠如は、しばしば構造的な要因として存在している。そしてそれがあたかも個人内部のやる気や能力の問題であるかのようにフレーミングされる状況が存在している。そう考えれば、情緒的気づかいの欠如から生じる自己信頼の欠如、崩壊といった現象を、個人に還元され帰属される問題として、すなわち個人心理の問題として捉え、分析するのはもちろんのこと、法的承認や社会的な価値評価の欠如を出発点として生じた自己承認の切り崩しの結果、個人において表出されたものとしてもフレーミングし直すことが

¹²⁾ こうした状況は、水上（水上 2003）が「個人的な軽視経験が、一定の解釈枠組のもと、あくまで個人の力によって解決されるべき問題として捉え返され、集合的抵抗に結びつかず自己閉塞する」（水上 2003：169）と述べていること具体例としても捉えられるだろう。

¹³⁾ ホネットはマルクスの闘争理論を、功利主義モデルとして批判している。すなわちホネットの見るところ、マルクスのモデルは闘争の中に含まれている「人間の間の承認関係を物質的な欲求充足という次元に一元化してしまう」（闘争：196）。

できるように思われる。すなわち自己信頼の欠如を認知的尊重や社会的価値評価の欠如の兆候として見ていくことができるのではないだろうか¹⁴⁾。

もっとも、ここであげた若年層の就労問題はあくまであまた存在する我々の問題経験の一つであって、ホネット承認論がもつであろうポテンシャルを十分に引き出すにはさらなる検討が必要である。もとよりホネット承認論はあくまで規範的な“社会理論”であって、必ずしも個別具体的な状況を直接に理解するための実践的なツールではないという点には、十分留意する必要がある。ただし、我々が直面する様々な問題経験およびそれらに対する抵抗の経験を“尊重の欠如への集合的な抵抗”すなわち承認をめぐる闘争としてとらえるというホネットの基本的スタンスが、現代の我々がいかなる社会に生き、いかなる困難を経験しているのかということについての我々の思考を刺激し、豊富化してくれるということについては、一定の含意を示し得たものと思われる。さらに言えば、ホネット承認論の内部には本稿で確認したようにミードやウィニコット等の知見が取り込まれている。今後はこの点に注目し、ホネット承認論が切り開いた承認をめぐる闘争という論点を、ミードやウィニコットの“経験科学”にまであらためて立ち返って深め、さらにはそうした“経験科学”をいわばツールとして、承認の欠如の様相や承認をめぐる闘争のプロセスを個別具体的な現場でじっくりと分析していく、そうした知的営為が要請されるだろう¹⁵⁾。

[付記]

本稿の執筆にあたり、平成20年度科学研究費補助金（基盤（C）20530781）の助成を受けた。

¹⁴⁾ あるいはまた、個人的な問題に見える自己信頼の欠如という現象が、認知的尊重や社会的価値評価を求めた集合的な抵抗すなわち承認をめぐる闘争へと移行していく可能性も考えてみる必要があるだろう。こうした議論の方向性は、個人的な、個人として対処すべき問題がいかなるプロセスを経て社会の問題と同定されていくのかを見ていくという点で、キツセとスペクター（Kitsuse & Spector 1987=1990）を嚆矢とする社会構築主義ないし社会問題の社会学の一連の研究営為とも重なり合うだろう。

¹⁵⁾ 筆者は若年者の就労支援のプログラムの1つに参加し、若者たちが就労をめぐっていかなる「問題」に直面しているかを検討している。そこで見えてくるのは、個人における就労という問題の帰趨がしばしば当事者の自己評価を左右するという点である。就労の問題は自己の問題と切り離すことはできない。

参考文献

- 本田由紀 2005, 『多元化する「能力」と日本社会 ハイパー・メリトクラシー化のなかで』, NTT出版.
- Honneth, A., 1992, *Kampf um Anerkennung Zur moralischen Grammatik sozialer Konflikte*, Suhrkamp Verlag. (=山本啓・直江清隆訳 2003, 『承認をめぐる闘争——社会的コンフリクトの道徳的文法』, 法政大学出版局.
- 2000, *Das Andere der Gerechtigkeit aufsätze zur praktische Philosophie*, Suhrkamp Verlag. (=加藤泰史・日暮雅夫他訳 2005, 『正義の他者——実践哲学論集(叢書・ユニベルシタス)』, 法政大学出版局.
- Mead, G.H., 1924-5, “The Genesis of The Self and Social Control”, Reck, A. J. ed., 1964, *George Herbert Mead : Selected Writings*, University of Chicago. (以下SW と略記), 267-293. (=船津衛, 徳川直人編訳 1991, 「自我の発生と社会的コントロール」, 『社会的自我』, 恒星社厚生閣, 29-74.)
- , 1929, “National-Mindedness and International-Mindedness”, SW, 355-370. (=加藤一己, 宝月誠訳 2003, 「国の精神化と国際社会の精神化」, 『G・H・ミード プラグマティズムの展開』, ミネルヴァ書房, 159-186.)
- , 1934, *Mind, Self, and Society ; from the Standpoint of a Social Behaviorist*, Morris. C.W. ed., University of Chicago. (= 1973, 稲葉三千男, 滝沢正樹, 中野収訳 『現代社会学体系第10 卷精神・自我・社会』, 青木書店.) (= 1995, 河村望訳 『「デューイ=ミード著作集」精神・自我・社会』, 人間の科学社.)
- 水上英徳 2003, 「批判的社会理論における承認論の課題——ハーバーマスとホネット——」, 永井彰・日暮雅夫編 『批判的社会理論の現在』, 晃洋書房153-176.
- 荻野達史 2006, 「新たな社会問題群と社会運動：不登校、ひきこもり、ニートをめぐる民間活動」, 『社会学評論』 57-2, 日本社会学会, 311-329.
- 徳川直人 2006, 『G・H・ミードの社会理論——再帰的な市民実践に向けて』, 東北大学出版会.
- 山尾貴則 2003, 「G.H. ミード科学方法論の検討」, 『作新学院大学人間文化学部紀要』 1, 作新学院大学人間文化学部, 53-70.
- Winicott, D.W., 1965, *The Muturational Processes and the Facilitating Environment*, London. (=牛島定信訳 1977, 『情緒発達の精神分析理論』, 岩崎学術出版社.)
- 湯浅誠 2008, 『反貧困——「すべり台社会」からの脱出』, 岩波書店.